



平成28年12月28日

各 位

会 社 名 株式会社 千葉興業銀行
代 表 者 名 取締役頭取 青柳 俊一
(コード：8337 東証第1部)
問 合 せ 先 執行役員 経営企画部長
神田 泰光
電 話 (043) 243-2111 (大代表)

公募による第1回第六種優先株式の発行並びに第四種優先株式（自己株式）の取得及び消却並びに
資本金及び準備金の減少に関するお知らせ

当行は、平成28年12月28日開催の取締役会（以下「本取締役会」といいます。）において、公募により第1回第六種優先株式の発行を行うこと、第四種優先株式の自己株式の取得及び消却を行うことについて決議するとともに、第1回第六種優先株式に係る訂正発行登録書を本日付で提出いたしましたので、お知らせいたします。

また、当行は、平成28年12月28日付で「第1回第六種優先株式に関するご説明資料（平成28年12月28日更新版）」を公表しております。当行ホームページ（URL：www.chibakogyo-bank.co.jp/）にも、同内容を公表しておりますのであわせてご参照ください。

【本資本政策の背景】

当行は、今般、営業基盤とする千葉県経済の成長に合わせた顧客基盤の拡大実現のため、中長期的な財務基盤の強化を図るべく、平成28年10月21日開催の取締役会において、公募による発行（一般募集）を予定している第1回第六種優先株式の内容の一部を決議し、第1回第六種優先株式の発行に係る発行登録書を平成28年10月21日付で提出いたしました。

当行は、今般、市場環境等を勘案した結果、第1回第六種優先株式を発行する環境が整ったものと判断し、以下の視点に基づき、第1回第六種優先株式を一般募集により発行することといたしました。

① 千葉県経済と成長を共にした中長期的視座に立った経営資源の配分

当行が営業基盤とする千葉県は、人口増加率も+0.12%（※）と増加基調を維持しており、さらに経済動態も1次産業、2次産業、3次産業ともに全国上位に位置しております。

県内総生産 : 東京、大阪、愛知、神奈川、埼玉に続く全国6位（※）

農業産出額 : 米・野菜、畜産などバランスよく展開され、農業産出額は全国3位（※）

海面漁業漁獲量 : 内湾と外湾という豊かな漁場に恵まれ、海面漁業漁獲量は全国11位（※）

製造品出荷額 : 石油、化学、鉄鋼を中心に製造品出荷額は全国6位（※）

大型小売店販売額 : 増加が続く県民の生活を支え、販売額は全国7位（※）

ご注意： この文書は、当行の新株式発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当行が作成する発行登録目論見書、発行登録追補目論見書及びそれらの訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断で、投資に関する判断をされるようお願いいたします。

このような肥沃なマーケットのもと、業容拡大期における顧客基盤の拡大を進めるとともに、中長期にわたる着実な経営資源の配分を行うために、優先株式を公募形式により発行することを通じて、当該優先株式を幅広い株主の方に保有頂き、ひいては顧客への円滑な資金供給と安定的な収益獲得を目指してまいります。

※出所： 「人口増加率」については総務省「国勢調査」平成27年人口速報集計結果、「県内総生産全国6位」については内閣府「県民経済計算」平成24年度、「農業産出額全国3位」については農林水産省「農業生産所得統計」平成26年度、「海面漁業漁獲量全国11位」については農林水産省「漁業・養殖業生産統計」平成27年度、「製造品出荷額全国6位」については経済産業省「工業統計調査」平成26年度、「大型小売店販売額全国7位」については経済産業省「商業動態統計調査」平成27年度

② 普通株主に配慮した商品設計

当行が発行を予定する第1回第六種優先株式には当行普通株式への転換権（当行普通株式を対価とする取得請求権）が付されていないため、第1回第六種優先株式の発行時点においては、普通株式数の増加は生じません。また、第1回第六種優先株式には、平成39年1月4日付での当行普通株式への一斉転換条項（当行普通株式を対価とする取得条項）が付されているものの、第1回第六種優先株式には、平成34年3月1日以降、一定の要件のもと、当行が金銭対価により当該優先株式を取得することができる旨の取得条項が付されているため、その要件を満たす場合には、当行の判断により実質的な早期償還が可能となっております。当行は、第1回第六種優先株式の発行によって、地域の取引先に円滑に資金供給を行うという地域金融機関としての責務を果たすために必要な自己資本の拡充を図るとともに、金銭対価による取得条項の行使可能日までに着実な剰余金の積み上げを図ることにより、当該行使可能日以降において第1回第六種優先株式の金銭対価による取得を実施することで、一斉転換条項による普通株式への転換による既存普通株主の株式価値の希薄化の回避に努めてまいります。

③ 第四種優先株式の一部取得資金への充当

当行は、本取締役会において、平成29年1月31日を申込期日として、第四種優先株式1,900,000株につき、取得価額の総額9,852,735,000円を上限として自己株式の取得を行うことを決議しており、第1回第六種優先株式の発行による調達資金のうち9,852百万円を当該第四種優先株式の一部取得のための資金に充当いたします。第四種優先株式の一部取得により、将来の第四種優先株式の普通株式への転換を一部回避すると共に、今後の当該優先株式に係る配当負担の軽減、ひいては当行の財務基盤の維持・向上と当行普通株式の価値の向上に資するものと考えております。第1回第六種優先株式の発行による調達資金の使途の詳細については、「I. 公募による第1回第六種優先株式の発行について 3. 調達資金の使途 (1) 今回の調達資金の使途」をご参照下さい。

④ 財務基盤強化による将来の外部格付の更なる向上を目指す

当行は前中期経営計画期間において財務基盤強化と収益力向上を図ることにより、外部格付の向上を実現してまいりました。平成28年度からの3カ年にわたる中期経営計画においても顧客基盤の拡大と将来の収益多角化への着実な備えを果たしていくとともに、本資金調達による財務基

ご注意： この文書は、当行の新株式発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当行が作成する発行登録目論見書、発行登録追補目論見書及びそれらの訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断で、投資に関する判断をされるようお願いいたします。

盤の維持・向上を実現することにより、外部格付を維持し、地域へのコミット力を高めると共に、将来の外部調達コストの低減を図ってまいります。

⑤ 資本金及び資本準備金の減少について

平成 28 年 12 月 12 日付の「資本金及び資本準備金の額の減少に関するお知らせ」で公表しております通り、今後の機動的かつ柔軟な資本政策に備えることを目的として、第 1 回第六種優先株式の発行により増加する資本金及び資本準備金の額と同額の資本金及び資本準備金の額の減少を行うことを予定しております。当行の平成 28 年 3 月末現在における分配可能額は既に 563 億円あり、これに毎年の利益による剰余金を積み上げていくことによって、今後の配当や優先株式償還等に向けた十分な規模の剰余金の額を確保することが可能と考えておりますが、今回第 1 回第六種優先株式の発行によって増加する資本金及び資本準備金と同額の資本金及び資本準備金の減少を行い、これをその他資本剰余金へ振替えることにより、一層の資本政策の機動性及び柔軟性の確保が可能となるものと考えております。

記

I. 公募による第 1 回第六種優先株式の発行について

第 1 回第六種優先株式の内容及び日程

第 1 回第六種優先株式の内容（配当利回りに係る仮条件を含む）については、別紙 1「第 1 回第六種優先株式発行要項」に記載のとおりです。なお、本日付で別途開示しております「第 1 回第六種優先株式に関するご説明資料（平成 28 年 12 月 28 日更新版）」において、第 1 回第六種優先株式の商品性に関するご説明を記載しておりますので、併せてご参照ください。

（注）第 1 回第六種優先株式の配当利回り等に係る仮条件について、第 1 回第六種優先株式の 1 株当たりの発行価格相当額に年率 2.5%から 3.0%を乗じて算出した 500 円以上 600 円以下と決定しております。かかる仮条件の決定に際しては、当行から独立した第三者機関に依頼し価値算定書を取得しており、かかる価値算定書に基づいて設定する上限配当利回り以下の水準に当該仮条件を設定しております。

1. 第 1 回第六種優先株式の発行に関する概要は、以下のとおりです。

- | | | | | |
|-----|---------|--|-----------|-----|
| (1) | 発行新株式数 | 第 1 回第六種優先株式 | 600,000 株 | |
| (2) | 発行価格 | 20,000 円 | | (注) |
| (3) | 発行価格の総額 | 12,000,000,000 円 | | |
| (4) | 発行価額 | 19,200 円 | | (注) |
| (5) | 発行価額の総額 | 11,520,000,000 円 | | |
| (6) | 資本組入額 | 5,760,000,000 円 | | |
| (7) | 募集方法 | 一般募集とし、みずほ証券株式会社及び岡三証券株式会社に全株式を買取引受けさせる。一般募集の主幹事会社は、みずほ証券株式会社とする。なお、第 1 回第六種優先株式の期末配当金 | | |

ご注意：この文書は、当行の新株式発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当行が作成する発行登録目論見書、発行登録追補目論見書及びそれらの訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断で、投資に関する判断をされるようお願いいたします。

の額は、日本証券業協会の定める有価証券の引受け等に関する規則第 25 条に規定されるブックビルディング方式に準じた方式により、第 1 回第六種優先株式の 1 株当たりの発行価格相当額に年率 2.5% から 3.0% を乗じて算出した 500 円以上 600 円以下を仮条件として、需要状況等を勘案した上で、平成 29 年 1 月 12 日（木）または 1 月 13 日（金）のいずれかの日（以下「配当利回り等決定日」という。）に決定する。

- (8) 申 込 期 間 配当利回り等決定日の翌営業日から平成 29 年 1 月 27 日（金）まで。
 (9) 払 込 期 日 平成 29 年 1 月 30 日（月）
 (10) 受 渡 期 日 平成 29 年 1 月 31 日（火）
 (11) 申 込 株 数 単 位 100 株

(注) 引受人は発行価額で買取引受を行い、発行価格で募集を行います。

2. 今回の公募増資による発行済株式総数の推移

| | | | |
|----------------------|--------------|--------------|-----|
| 現在の発行済株式総数 | 普通株式 | 62,222,045 株 | |
| (平成 28 年 9 月 30 日現在) | 第二回第二種優先株式 | 5,000,000 株 | |
| | 第四回第四種優先株式 | 6,400,000 株 | |
| | 第 1 回第六種優先株式 | 0 株 | |
| | 合計 | 73,622,045 株 | |
| 公募増資による増加株式数 | 第 1 回第六種優先株式 | 600,000 株 | |
| 公募増資後の発行済株式総数 | 普通株式 | 62,222,045 株 | |
| | 第二回第二種優先株式 | 5,000,000 株 | |
| | 第四回第四種優先株式 | 6,400,000 株 | (注) |
| | 第 1 回第六種優先株式 | 600,000 株 | |
| | 合計 | 74,222,045 株 | |

(注) 後記「Ⅲ. 第四種優先株式の自己株式の取得及び消却に係る事項の決定（会社法第 459 条第 1 項の規定による定款の定めに基づく自己株式の取得及び会社法第 178 条に基づく自己株式の消却）について」に記載のとおり、当行は、本取締役会において、平成 29 年 1 月 31 日を申込期日として、第四種優先株式 1,900,000 株につき、第 1 回第六種優先株式が発行されることを条件として、取得価額の総額 9,852,735,000 円を上限として自己株式の取得を行うことを決議しており、さらに、かかる取得がなされることを条件として、取得日と同日付で同数の自己株式を消却することを決議しております。

3. 調達資金の用途

(1) 今回の調達資金の用途

手取概算額 11,430 百万円については、①9,852 百万円を上限に平成 25 年 1 月に発行した第四種優先株式の一部取得のための資金として平成 29 年 2 月末までに、②残額を、貸出金等の一般運転資金として平成 29 年 3 月末までに、それぞれ充当する予定です。

ご注意: この文書は、当行の新株式発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当行が作成する発行登録目論見書、発行登録追補目論見書及びそれらの訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断で、投資に関する判断をされるようお願いいたします。

(2) 前回調達資金の使途の変更

該当事項はありません。

(3) 業績に与える影響

当行連結業績予想に与える影響は軽微ですが、前記「本資本政策の背景」に記載のとおり、今回の資金調達は当行の中長期的・持続的成長と企業価値の向上に資するものと考えます。

4. 株主への利益配分等

(1) 利益配分に関する基本方針

当行は、銀行業としての公共性に鑑み、健全経営を確保するため内部留保の充実を図るとともに、安定的な配当に努めていくことを基本方針としております。

(2) 配当決定にあたっての考え方

上記「(1) 利益配分に関する基本方針」に基づき、当行の業績動向等を総合的に勘案し決定いたします。なお、第1回第六種優先株式への配当については、年1回の支払を想定しております。

(3) 内部留保資金の使途

内部留保資金については、健全経営を確保するために活用してまいります。

(4) 過去3決算期間の配当状況等

| | 平成 26 年 3 月期 | 平成 27 年 3 月期 | 平成 28 年 3 月期 |
|--------------------------------|--------------|--------------|--------------|
| 1 株当たり連結当期純利益 | 124.37 円 | 127.46 円 | 101.99 円 |
| 1 株当たり年間配当額 (内 1 株当たり中間配当金) | | | |
| 普通株式 | 3.00 円 | 3.00 円 | 3.00 円 |
| (内 1 株当たり中間配当額) | (—) | (—) | (—) |
| 第一回第一種優先株式 | 100.00 円 | — | — |
| (内 1 株当たり中間配当額) | (—) | (—) | (—) |
| 第二回第二種優先株式 | 104.00 円 | 104.00 円 | 104.00 円 |
| (内 1 株当たり中間配当額) | (—) | (—) | (—) |
| 第四回第四種優先株式 | 220.00 円 | 220.00 円 | 220.00 円 |
| (内 1 株当たり中間配当額) | (—) | (—) | (—) |
| 実績連結配当性向 | 2.4% | 2.3% | 2.9% |
| 自己資本連結当期純利益率 | 9.9% | 8.5% | 6.7% |
| 連結純資産配当率 | 0.2% | 0.2% | 0.1% |

(注) 1. 第一回第一種優先株式については、平成 26 年 9 月 12 日付で、全株式を取得及び消却しております。このため、第一回第一種優先株式については、平成 27 年 3 月期及び平成 28 年 3 月期の配当はありません。

2. 自己資本連結当期純利益率は、優先株式配当金の総額を控除後の連結当期純利益を自己資本（連結貸借対照表上の純資産合計から優先株式、新株予約権及び少数株主持分を控除した額で期首と期末の平均）

ご注意： この文書は、当行の新株式発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当行が作成する発行登録目論見書、発行登録追補目論見書及びそれらの訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断で、投資に関する判断をされるようお願いいたします。

で除した数値です。

3. 連結純資産配当率は、普通株式に係る1株当たり年間配当金を1株当たり連結純資産額（期首と期末の平均）で除した数値です。

(5) 第四種優先株式の一部取得の実施

当行は、本日付で、第四種優先株式の一部取得の実施を決議しております。詳細は、下記「Ⅲ. 第四種優先株式の自己株式の取得及び消却に係る事項の決定（会社法第459条第1項の規定による定款の定めに基づく自己株式の取得及び会社法第178条に基づく自己株式の消却）について」をご参照ください。

5. その他

(1) 配分先の指定

該当事項はありません。

(2) 潜在株式による希薄化情報

上記「2. 今回の公募増資による発行済株式総数の推移」に記載のとおり、当行は普通株式の他に第二回第二種優先株式及び第四回第四種優先株式を発行しており、このうち第四回第四種優先株式については、当該優先株式を有する優先株主は、平成32年4月1日から平成40年3月30日までの期間中（以下「取得請求期間」といいます。）、当該優先株式の取得と引換えに、当行普通株式の交付を請求することが可能であります。取得請求期間における普通株式交付数の算定の基礎となる取得価額は未定であります。第四回第四種優先株式6,400,000株の全てが平成28年12月27日現在有効な下限取得価額（220円）で取得された場合、かかる取得により交付される当行普通株式の総数は145,454,545株となります。これにより、今回の公募増資後の発行済普通株式総数（62,222,045株）に対する比率は233.8%となります。

また、当行は会社法に基づき株式報酬型ストックオプションとして新株予約権を発行しております。なお、今回の公募増資後の発行済普通株式総数（62,222,045株）に対する下記の新株予約権の行使により株式となる数（残数）の比率は0.2%です。

ストックオプションの付与状況（平成28年12月27日現在）

| 取締役会決議日 | 新株予約権の行使により株式となる数（残数） | 新株予約権の行使時の払込金額 | 行使期間 |
|------------|-----------------------|----------------|--------------------------|
| 平成26年6月27日 | 22,300株 | 1円 | 平成26年7月15日から平成56年7月14日まで |
| 平成27年6月25日 | 20,500株 | 1円 | 平成27年8月5日から平成57年8月4日まで |
| 平成28年6月28日 | 59,700株 | 1円 | 平成28年7月22日から平成58年7月21日まで |

ご注意：この文書は、当行の新株式発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当行が作成する発行登録目論見書、発行登録追補目論見書及びそれらの訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断で、投資に関する判断をされるようお願いいたします。

(3) 過去3年間に行われたエクイティ・ファイナンスの状況等

①エクイティ・ファイナンスの状況

| 発行形態 | 年月日 | 増資額 | 増資後資本金 | 増資後資本準備金 |
|----------------|------------|----------|-----------|----------|
| 一般募集 | 平成27年7月23日 | 7,267百万円 | 61,575百万円 | 6,426百万円 |
| 第三者割当増資 (注) | 平成27年8月3日 | 1,090百万円 | 62,120百万円 | 6,971百万円 |

(注) 平成27年7月23日を払込期日とする一般募集に伴うオーバーアロットメントによる売出しに関連した主幹事会社を割当先とする第三者割当によるものです。

②過去3決算期間及び直前の株価等の推移

| | 平成26年3月期 | 平成27年3月期 | 平成28年3月期 | 平成29年3月期 |
|-------|----------|----------|----------|----------|
| 始値 | 905円 | 719円 | 790円 | 509円 |
| 高値 | 980円 | 895円 | 983円 | 620円 |
| 安値 | 591円 | 614円 | 421円 | 341円 |
| 終値 | 716円 | 801円 | 509円 | 591円 |
| 株価収益率 | 5.75倍 | 6.28倍 | 4.99倍 | — |

(注) 1. 株価は、東京証券取引所市場第一部におけるものであり、平成29年3月期の株価は、平成28年12月27日(火)現在で表示しています。

2. 株価収益率は、決算期末の株価(終値)を当該決算期の1株当たり当行株主に帰属する当期純利益で除した数値であります。

③過去5年間に行われた第三者割当増資等における割当先の保有方針の変更等 変更はありません。

(4) ロックアップについて

一般募集に関連して、当行は、配当利回り等決定日に始まり当該募集に係る受渡期日から起算して180日目の日に終了する期間中、みずほ証券株式会社の事前の書面による承諾を受けることなく、第1回第六種優先株式もしくは当行のその他の種類の株式(以下「当行株式」といいます。)、当行株式に転換もしくは交換されうる有価証券又は当行株式を取得もしくは受領する権利を表章する有価証券の発行等(ただし、株式分割に伴う新株式発行等を除きます。)を行わない旨をみずほ証券株式会社と合意しております。なお、みずほ証券株式会社は、上記の期間中であってもその裁量で、当該合意の内容を一部又は全部につき解除できる権限を有しております。

II. 第1回第六種優先株式の譲渡承認について

第1回第六種優先株式には譲渡制限が付されておりますが、当行は、本取締役会において、第1回第六種優先

ご注意: この文書は、当行の新株式発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当行が作成する発行登録目論見書、発行登録追補目論見書及びそれらの訂正事項分(作成された場合)をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断で、投資に関する判断をされるようお願いいたします。

株式の譲渡による取得について、取締役会が定める一定の基準に従って承認する権限を代表取締役委任することとし、当該基準を別紙2「第1回第六種優先株式の譲渡承認」に記載のとおりとすることを決定しています。

III. 第四種優先株式の自己株式の取得及び消却に係る事項の決定（会社法第459条第1項の規定による定款の定めに基づく自己株式の取得及び会社法第178条に基づく自己株式の消却）について

当行は、本取締役会において、第四種優先株式について、以下のとおり、会社法第459条第1項及び当行定款第16条第2項の規定に基づく自己株式の取得及び会社法第178条に基づく自己株式の消却に係る事項について決議しましたので、お知らせいたします。

1. 第四種優先株式の自己株式の取得を行う理由

第四種優先株式の一部取得により、将来の第四種優先株式の普通株式への転換を一部回避すると共に、今後の当該優先株式に係る配当負担の軽減、ひいては当行の財務基盤の維持・向上と当行普通株式の価値の向上に資するため。

2. 第四種優先株式の自己株式の取得に係る事項の内容

- | | |
|-----------------|---|
| (1) 取得対象株式の種類 | 第四種優先株式 |
| (2) 取得しうる株式の総数 | 1,900,000株 (発行済第四種優先株式総数(自己株式を除く)に対する割合 29.7%) |
| (3) 株式の取得価額の総額 | 9,852,735,000円 |
| (4) 取得方法 | 全第四種優先株主に対して通知又は公告して行う当該株主との合意による有償取得 |
| (5) 取得期間 | 平成29年2月1日から平成29年2月28日まで |
| (6) 株式の譲渡しの申込期日 | 平成29年1月31日 |
- (注) 第1回第六種優先株式が発行されることを条件としております。

3. 第四種優先株式の自己株式の消却に係る事項の内容

- | | |
|---------------|---|
| (1) 消却する株式の種類 | 第四種優先株式 |
| (2) 消却する株式の数 | 1,900,000株 (ただし、第四種自己株式の取得による取得株式数がこれを下回る場合は当該取得された株数) |
| (3) 消却予定日 | 第四種自己株式の取得の日と同一の日 |

(ご参考) 平成28年9月30日時点の自己株式の保有状況(第四種優先株式)

| | |
|-----------------------|------------|
| 発行済第四種優先株式総数(自己株式を除く) | 6,400,000株 |
| 自己株式数 | 0株 |

IV. 資本金及び資本準備金の減少(開示事項の経過)

ご注意: この文書は、当行の新株式発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当行が作成する発行登録目論見書、発行登録追補目論見書及びそれらの訂正事項分(作成された場合)をご覧ください。また、投資家ご自身の判断で、投資に関する判断をされるようお願いいたします。

当行は、平成 28 年 12 月 12 日付の「資本金及び資本準備金の額の減少に関するお知らせ」で公表しておりますとおり、今後の機動的かつ柔軟な資本政策に備えることを目的として、第 1 回第六種優先株式の発行により増加する資本金及び資本準備金の額と同額の資本金及び資本準備金の額の減少を行うことを決議しておりますが、減少し、振替えを行うべき資本金の額及び資本準備金の額並びにその日程が確定しましたのでお知らせいたします。その他の事項については、上記公表の内容から変更はありません。

減少し、振替えを行うべき資本金及び資本準備金の額は第 1 回第六種優先株式の発行により増加する資本金及び資本準備金の額と同額となります。

1. 減少すべき資本金の額

5,760,000,000円

なお、第 1 回第六種優先株式の発行と同時に、これにより増額する限度で行うものであるため、効力発生日後の資本金の額は同日前を下回ることはありません。

2. 減少すべき資本準備金の額

5,760,000,000円

なお、第 1 回第六種優先株式の発行と同時に、これにより増額する限度で行うものであるため、効力発生日後の資本準備金の額は同日前を下回ることはありません。

3. 資本金及び資本準備金の額の減少の日程

| | |
|-----------------------|-------------------|
| 取締役会決議日 | 平成 28 年 12 月 12 日 |
| 債権者異議申述公告（官報公告及び電子公告） | 平成 28 年 12 月 21 日 |
| 債権者異議申述最終期日 | 平成 29 年 1 月 21 日 |
| 効力発生日 | 平成 29 年 1 月 30 日 |

ご注意：この文書は、当行の新株式発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当行が作成する発行登録目論見書、発行登録追補目論見書及びそれらの訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断で、投資に関する判断をされるようお願いいたします。

第 1 回第六種優先株式発行要項

1. 募集株式の数
600,000 株
2. 募集株式の発行価格
20,000 円
3. 募集株式の払込金額（引受価額）
1 株につき 19,200 円
4. 増加する資本金及び資本準備金に関する事項
 - (1) 増加する資本金の額
1 株につき 9,600 円（総額金 5,760,000,000 円）
 - (2) 増加する資本準備金の額
1 株につき 9,600 円（総額金 5,760,000,000 円）
5. 申込期間
配当利回り等決定日（平成 29 年 1 月 12 日又は平成 29 年 1 月 13 日）の翌営業日から平成 29 年 1 月 27 日まで
6. 払込期日
平成 29 年 1 月 30 日
7. 第 1 回第六種優先期末配当金
 - (1) 第 1 回第六種優先期末配当金
未定（当行定款 11 条の定めに従い、第 1 回第六種優先期末配当金について、当該期末配当に係る基準日の最終の株主名簿に記載もしくは記録された第 1 回第六種優先株主、第 1 回第六種優先信託受託者又は第 1 回第六種優先登録株式質権者に対し、普通株主、普通信託受託者又は普通登録株式質権者に先立ち支払うものとするが、第 1 回第六種優先期末配当金の額は、日本証券業協会の定める有価証券の引受け等に関する規則第 25 条に規定されるブックビルディング方式に準じた方式により、第 1 回第六種優先株式の 1 株当たりの発行価格相当額に年率 2.5%から 3.0%を乗じて算出した 500 円以上 600 円以下を仮条件として需要状況等を勘案の上、配当利回り等決定日に決定される。）
 - (2) 非累積条項
ある事業年度において第 1 回第六種優先株主、第 1 回第六種優先信託受託者又は第 1 回第六種優先登録株式質権者に対して支払う期末配当金の額が第 1 回第六種優先期末配当金の額に達しな

ご注意： この文書は、当行の新株式発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当行が作成する発行登録目論見書、発行登録追補目論見書及びそれらの訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断で、投資に関する判断をされるようお願いいたします。

いときは、その不足額は翌事業年度以降に累積しない。

(3) 非参加条項

第1回第六種優先株主、第1回第六種優先信託受託者又は第1回第六種優先登録株式質権者に対しては、第1回第六種優先期末配当金の額を超えて配当は行わない。ただし、当行が行う吸収分割手続の中で行われる会社法第758条第8号ロもしくは同法第760条第7号ロに規定される剰余金の配当又は当行が行う新設分割手続の中で行われる同法第763条第1項第12号ロもしくは第765条第1項第8号ロに規定される剰余金の配当についてはこの限りではない。

8. 残余財産

(1) 残余財産の分配

当行は、残余財産を分配するときは、第1回第六種優先株主、第1回第六種優先信託受託者又は第1回第六種優先登録株式質権者に対し、普通株主、普通信託受託者又は普通登録株式質権者に先立ち、第1回第六種優先株式1株につき、第1回第六種優先株式1株当たりの発行価格相当額（ただし、第1回第六種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合又はこれに類する事由があった場合には、適切に調整される。）に下記(3)に定める経過第1回第六種優先期末配当金相当額を加えた額の金銭を支払う。

(2) 非参加条項

第1回第六種優先株主、第1回第六種優先信託受託者又は第1回第六種優先登録株式質権者に対しては、上記(1)のほか、残余財産の分配は行わない。

(3) 経過第1回第六種優先期末配当金相当額

第1回第六種優先株式1株当たりの経過第1回第六種優先期末配当金相当額は、残余財産の分配が行われる日（以下「分配日」という。）において、分配日の属する事業年度の初日（同日を含む。）から分配日（同日を含む。）までの日数に第1回第六種優先期末配当金の額を乗じた金額を365で除して得られる額（円位未満小数第3位まで算出し、その小数第3位を切上げる。）をいう。ただし、分配日の属する事業年度において第1回第六種優先株主、第1回第六種優先信託受託者又は第1回第六種優先登録株式質権者に対して当行定款第12条に定める優先中間配当金の全部又は一部を支払ったときは、当該優先中間配当金を控除した金額とする。

9. 議決権

第1回第六種優先株主は、全ての事項について株主総会において議決権を有しない。ただし、第1回第六種優先株主は、(i)各事業年度終了後、(a)当該事業年度に係る定時株主総会に第1回第六種優先期末配当金の額全部の支払を受ける旨の議案が提出されないときは、当該定時株主総会より、又は、(b)第1回第六種優先期末配当金の額全部の支払いを受ける旨の議案がその定時株主総会において否決されたときは、当該定時株主総会終結の時より、(ii)第1回第六種優先期末配当金の額全部の支払いを受ける旨の株主総会決議がなされる時までの間は、全ての事項について株主総会において議決権を行使することができる。

ご注意: この文書は、当行の新株式発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当行が作成する発行登録目論見書、発行登録追補目論見書及びそれらの訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断で、投資に関する判断をされるようお願いいたします。

10. 金銭を対価とする取得条項

(1) 金銭を対価とする取得条項

当行は、平成 34 年 3 月 1 日以降、取締役会が別に定める日（以下「取得日」という。）が到来したときは、金融庁の事前確認を受けている場合に限り、第 1 回第六種優先株主、第 1 回第六種優先信託受託者又は第 1 回第六種優先登録株式質権者に対して、取得日から 2 週間以上の事前通知を行ったうえで、法令上可能な範囲で、第 1 回第六種優先株式の全部又は一部を取得することができる。この場合、当行は、かかる第 1 回第六種優先株式を取得するのと引換えに、下記(2)に定める財産を第 1 回第六種優先株主に対して交付するものとする。なお、第 1 回第六種優先株式の一部を取得するときは、按分比例の方法による。

(2) 取得と引換えに交付すべき財産

当行は、第 1 回第六種優先株式の取得と引換えに、第 1 回第六種優先株式 1 株につき、第 1 回第六種優先株式 1 株当たりの発行価格相当額（ただし、第 1 回第六種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合又はこれに類する事由があった場合には、適切に調整される。）に経過第 1 回第六種優先期末配当金相当額を加えた額の金銭を交付する。なお、本(2)においては、第 8 項(3)に定める経過第 1 回第六種優先期末配当金相当額の計算における「残余財産の分配が行われる日」及び「分配日」をいずれも「取得日」と読み替えて、経過第 1 回第六種優先期末配当金相当額を計算する。

11. 普通株式を対価とする取得条項

(1) 普通株式を対価とする取得条項

当行は、第 1 回第六種優先株式の全てを、平成 39 年 1 月 4 日（以下「一斉取得日」という。）をもって一斉取得する。この場合、当行は、かかる第 1 回第六種優先株式を取得するのと引換えに、各第 1 回第六種優先株主に対し、その有する第 1 回第六種優先株式数に第 1 回第六種優先株式 1 株当たりの発行価格相当額（ただし、第 1 回第六種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合又はこれに類する事由があった場合には、適切に調整される。）を乗じた額を下記(2)に定める普通株式の時価（以下「一斉取得価額」という。）で除した数の普通株式を交付するものとする。第 1 回第六種優先株式の取得と引換えに交付すべき普通株式の数に 1 株に満たない端数がある場合には、会社法第 234 条に従ってこれを取扱う。

(2) 一斉取得価額

一斉取得価額は、一斉取得日に先立つ 45 取引日目に始まる 30 連続取引日（終値が算出されない日を除く。）の毎日の終値の平均値に相当する金額（円位未満小数第 1 位まで算出し、その小数第 1 位を切捨てる。）とする。ただし、かかる計算の結果、一斉取得価額が下限取得価額（下記(3)に定義する。以下同じ。）を下回る場合は、一斉取得価額は下限取得価額とする。

(3) 下限取得価額

下限取得価額は、配当利回り等決定日の終値に 0.5 を乗じた金額（円位未満小数第 1 位まで算出し、その小数第 1 位を切り捨てる。）とする。ただし、下記(4)による調整を受ける。

ご注意：この文書は、当行の新株式発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当行が作成する発行登録目論見書、発行登録追補目論見書及びそれらの訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断で、投資に関する判断をされるようお願いいたします。

(4) 下限取得価額の調整

- ① 第1回第六種優先株式の発行後、次の各号のいずれかに該当する場合には、下限取得価額を次に定める算式（以下「下限取得価額調整式」という。）により調整する（以下、調整後の下限取得価額を「調整後下限取得価額」という。）。下限取得価額調整式の計算については、円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を切捨てる。

$$\begin{array}{r} \text{調整後} \\ \text{下限取得} \\ \text{価額} \end{array} = \begin{array}{r} \text{調整前} \\ \text{下限取得} \\ \text{価額} \end{array} \times \frac{\begin{array}{r} \text{既発行} \\ \text{普通株式数} \end{array} + \frac{\begin{array}{r} \text{交付普通} \\ \text{株式数} \end{array} \times \begin{array}{r} \text{1株当たり} \\ \text{払込金額} \end{array}}{\begin{array}{r} \text{既発行普通株式数} \\ + \\ \text{交付普通株式数} \end{array} \times \begin{array}{r} \text{1株当たり} \\ \text{時価} \end{array}}$$

- (i) 下限取得価額調整式に使用する1株当たり時価(下記③(i)に定義する。以下同じ。)を下回る払込金額をもって普通株式を発行又は自己株式である普通株式を処分する場合（無償割当ての場合を含む。）（ただし、当行の普通株式の交付を請求できる取得請求権付株式もしくは新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。以下本(4)において同じ。）その他の証券（以下「取得請求権付株式等」という。）、又は当行の普通株式の交付と引換えに当行が取得することができる取得条項付株式もしくは取得条項付新株予約権その他の証券（以下「取得条項付株式等」という。）が取得又は行使され、これに対して普通株式が交付される場合を除く。）

調整後下限取得価額は、払込期日（払込期間が定められた場合は当該払込期間の末日とする。以下同じ。）（無償割当ての場合はその効力発生日）の翌日以降、又は株主に募集株式の割当てを受ける権利を与えるためもしくは無償割当てのための基準日がある場合はその日の翌日以降、これを適用する。

- (ii) 株式の分割をする場合

調整後下限取得価額は、株式の分割のための基準日に分割により増加する普通株式数（基準日における当行の自己株式である普通株式に関して増加する普通株式数を除く。）が交付されたものとみなして下限取得価額調整式を適用して算出し、その基準日の翌日以降、これを適用する。

- (iii) 下限取得価額調整式に使用する1株当たり時価を下回る価額(下記④に定義する。以下、本(iii)、下記(iv)及び(v)下記③(iv)において同じ。)をもって当行の普通株式の交付を請求できる取得請求権付株式等を発行する場合（無償割当ての場合を含む。）

調整後下限取得価額は、当該取得請求権付株式等の払込期日（新株予約権の場合は割当日）（無償割当ての場合はその効力発生日）に、又は株主に取得請求権付株式等の割当てを受ける権利を与えるためもしくは無償割当てのための基準日がある場合はその日に、当該取得請求権付株式等の全部が当初の条件で取得又は行使されて普通株式が交付されたものとみなして下限取得価額調整式を適用して算出

ご注意: この文書は、当行の新株式発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当行が作成する発行登録目論見書、発行登録追補目論見書及びそれらの訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断で、投資に関する判断をされるようお願いいたします。

し、その払込期日（新株予約権の場合は割当日）（無償割当ての場合はその効力発生日）の翌日以降、又はその基準日の翌日以降、これを適用する。

上記にかかわらず、上記の普通株式が交付されたものとみなされる日において価額が確定しておらず、後日一定の日（以下「価額決定日」という。）に価額が決定される取得請求権付株式等を発行した場合において、決定された価額が下限取得価額調整式に使用する 1 株当たり時価を下回る場合には、調整後下限取得価額は、当該価額決定日に残存する取得請求権付株式等の全部が価額決定日に確定した条件で取得又は行使されて普通株式が交付されたものとみなして下限取得価額調整式を適用して算出し、当該価額決定日の翌日以降これを適用する。

- (iv) 当行が発行した取得請求権付株式等に、価額がその発行日以降に修正される条件（本①又は下記②と類似する希薄化防止のための調整を除く。）が付されている場合で、当該修正が行われる日（以下「修正日」という。）における修正後の価額（以下「修正価額」という。）が下限取得価額調整式に使用する 1 株当たり時価を下回る場合

調整後下限取得価額は、修正日に、残存する当該取得請求権付株式等の全部が修正価額で取得又は行使されて普通株式が交付されたものとみなして下限取得価額調整式を適用して算出し、当該修正日の翌日以降これを適用する。

なお、かかる下限取得価額調整式の適用に際しては、下記(a)又は(b)の場合に応じて、調整後下限取得価額を適用する日の前日において有効な下限取得価額に、それぞれの場合に定める割合（以下「調整係数」という。）を乗じた額を調整前下限取得価額とみなすものとする。

- (a) 当該取得請求権付株式等について当該修正日の前に上記(iii)又は本(iv)による調整が行われていない場合

調整係数は 1 とする。

- (b) 当該取得請求権付株式等について当該修正日の前に上記(iii)又は本(iv)による調整が行われている場合

調整係数は、上記(iii)又は本(iv)による直前の調整を行う前の下限取得価額を当該調整後の下限取得価額で除した割合とする。

- (v) 取得条項付株式等の取得と引換えに下限取得価額調整式に使用される 1 株当たり時価を下回る価額をもって普通株式を交付する場合

調整後下限取得価額は、取得日の翌日以降これを適用する。

ただし、当該取得条項付株式等について既に上記(iii)又は(iv)による下限取得価額の調整が行われている場合には、調整後下限取得価額は、当該取得と引換えに

ご注意: この文書は、当行の新株式発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当行が作成する発行登録目論見書、発行登録追補目論見書及びそれらの訂正事項分（作成された場合）をご覧ください。投資家ご自身の判断で、投資に関する判断をされるようお願いいたします。

普通株式が交付された後の完全希薄化後普通株式数（下記⑤に定義する。）が、当該取得の直前の既発行普通株式数を超えるときに限り、当該超過する普通株式数が交付されたものとみなして下限取得価額調整式を適用して算出し、取得の直前の既発行普通株式数を超えないときは、本(v)による調整は行わない。

(vi) 株式の併合をする場合

調整後下限取得価額は、株式の併合の効力発生日以降、併合により減少する普通株式数（効力発生日における当行の自己株式である普通株式に関して減少した普通株式数を除く。）を負の値で表示して交付普通株式数とみなして下限取得価額調整式を適用して算出し、これを適用する。

② 上記①(i)ないし(vi)に掲げる場合のほか、合併、会社分割、株式交換又は株式移転等により、下限取得価額の調整を必要とする場合は、取締役会が適当と判断する下限取得価額に変更される。

③ (i) 下限取得価額調整式に使用する「1株当たり時価」は、調整後下限取得価額を適用する日に先立つ5連続取引日（終値が算出されない日を除く。）の終値の平均値とする。ただし、平均値の計算は円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を切捨てる。なお、上記5連続取引日の間に、下限取得価額の調整事由が生じた場合、調整後下限取得価額は、本(4)に準じて調整する。

(ii) 下限取得価額調整式に使用する「調整前下限取得価額」は、調整後下限取得価額を適用する日の前日において有効な下限取得価額とする。

(iii) 下限取得価額調整式に使用する「既発行普通株式数」は、基準日がある場合はその日（上記①(i)ないし(iii)に基づき当該基準日において交付されたものとみなされる普通株式数は含まない。）の、基準日がない場合は調整後下限取得価額を適用する日の1ヶ月前の日の、当行の発行済普通株式数（自己株式である普通株式の数を除く。）に当該下限取得価額の調整の前に上記①及び②に基づき「交付普通株式数」とみなされた普通株式であって未だ交付されていない普通株式数（ある取得請求権付株式等について上記①(iv)(b)に基づく調整が初めて適用される日（当該日を含む。）からは、当該取得請求権付株式等に係る直近の上記①(iv)(b)に基づく調整に先立って適用された上記①(iii)又は(iv)に基づく調整により「交付普通株式数」とみなされた普通株式数は含まない。）を加えたものとする。

(iv) 下限取得価額調整式に使用する「1株当たりの払込金額」とは、上記①(i)の場合には、当該払込金額（無償割当ての場合は0円）（金銭以外の財産による払込の場合には適正な評価額）、上記①(ii)及び(vi)の場合には0円、上記①(iii)ないし(v)の場合には価額（ただし、(iv)の場合は修正価額）とする。

ご注意: この文書は、当行の新株式発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当行が作成する発行登録目論見書、発行登録追補目論見書及びそれらの訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断で、投資に関する判断をされるようお願いいたします。

- ④ 上記①(iii)ないし(v)及び上記③(iv)において「価額」とは、取得請求権付株式等又は取得条項付株式等の発行に際して払込みがなされた額（新株予約権の場合には、その行使に際して出資される財産の価額を加えた額とする。）から、その取得又は行使に際して当該取得請求権付株式等又は取得条項付株式等の所持人に交付される普通株式以外の財産の価額を控除した金額を、その取得又は行使に際して交付される普通株式の数で除した金額をいう。
- ⑤ 上記①(v)において「完全希薄化後普通株式数」とは、調整後下限取得価額を適用する日の既発行普通株式数から、上記③(iii)に従って既発行普通株式数に含まれている未だ交付されていない普通株式数で当該取得条項付株式等に係るものを除いて、当該取得条項付株式等の取得により交付される普通株式数を加えたものとする。
- ⑥ 上記①(i)ないし(iii)において、当該各行為に係る基準日が定められ、かつ当該各行為が当該基準日以降に開催される当行の株主総会における一定の事項に関する承認決議を停止条件としている場合には、上記①(i)ないし(iii)の規定にかかわらず、調整後下限取得価額は、当該承認決議をした株主総会の終結の日の翌日以降にこれを適用する。
- ⑦ 下限取得価額調整式により算出された上記①柱書第2文を適用する前の調整後下限取得価額と調整前下限取得価額との差額が1円未満にとどまるときは、下限取得価額の調整は、これを行わない。ただし、その後下限取得価額調整式による下限取得価額の調整を必要とする事由が発生し、下限取得価額を算出する場合には、下限取得価額調整式中の調整前下限取得価額に代えて調整前下限取得価額からこの差額を差し引いた額（ただし、円位未満小数第2位までを算出し、その小数第2位を切捨てる。）を使用する。

12. 譲渡制限

- (1) 第1回第六種優先株式を譲渡により取得するには、取締役会の承認を得なければならない。
- (2) 第1回第六種優先株式に対して金融商品取引法27条の2第6項に定める公開買付けが開始された場合において、当該公開買付けに応募し、第1回第六種優先株式の受渡しその他決済による譲渡が行われるときには、取締役会が上記(1)に定める承認をしたものとみなす。なお、相続により第1回第六種優先株式を取得するときには、上記(1)に定める承認を要しない。
- (3) 取締役会は、第1回第六種優先株式の譲渡による取得について、代表取締役に対して、取締役会が定める一定の基準に従って承認する権限を委任する。

13. 株式の分割又は併合及び株式無償割当て

(1) 分割又は併合

当行は、定款により制限を受ける場合を除き、株式の分割又は併合を行うときは、普通株式及び第1回第六種優先株式の種類ごとに、同時に同一の割合で行う。

(2) 株式無償割当て

当行は、定款により制限を受ける場合を除き、株式無償割当てを行うときは、普通株式及び第1回第六種優先株式の種類ごとに、当該種類の株式の無償割当てを、同時に同一の割合で行う。

ご注意: この文書は、当行の新株式発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当行が作成する発行登録目論見書、発行登録追補目論見書及びそれらの訂正事項分（作成された場合）をご覧ください。また、投資家ご自身の判断で、投資に関する判断をされるようお願いいたします。

14. 優先順位

第二種優先株式、第四種優先株式、各第五種優先株式、各第六種優先株式及び各第七種優先株式にかかる優先期末配当金、優先中間配当金及び残余財産の分配における支払順位は、それぞれ同順位とする。

15. 法令変更等

法令の変更等に伴い本要項の規定について読み替えその他の措置が必要となる場合には、当行の取締役会は合理的に必要な措置を講じる。

16. 非上場

第1回第六種優先株式は、非上場とする。

17. その他

上記各項は、各種の法令に基づく許認可等の効力発生を条件とする。

ご注意: この文書は、当行の新株式発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当行が作成する発行登録目論見書、発行登録追補目論見書及びそれらの訂正事項分(作成された場合)をご覧ください。また、投資家ご自身の判断で、投資に関する判断をされるようお願いいたします。

第1回第六種優先株式の譲渡承認

第1回第六種優先株式の譲渡制限に関し、別紙1の発行要項第12項第(3)号に定める取締役会が定める「一定の基準」は以下の通りとする。

代表取締役は、下記①ないし④の場合には、第1回第六種優先株式の譲渡による取得を承認するものとし、下記①ないし④に該当しない場合には、別途取締役会において当該譲渡による取得を承認する旨の決定がない限り、当該譲渡による取得を承認しないものとする。

- ① 第1回第六種優先株式の募集に係る引受契約に従い引受証券会社が引受けた第1回第六種優先株式を当該引受証券会社が譲渡する場合
- ② 第1回第六種優先株主について、清算手続（会社法に基づく清算手続又は特別清算手続を含む。）が開始された場合、破産法の規定に基づく破産手続開始の決定を受けた場合、会社更生法の規定に基づく更生手続開始の決定を受けた場合、又は民事再生法の規定に基づく再生手続開始の決定を受けた場合に、当該第1回第六種優先株主の保有に係る第1回第六種優先株式が譲渡される場合
- ③ 日本銀行又は財務局により「災害被災地域の金融機関等に対する特別措置の要請」がなされた場合に、被災者である第1回第六種優先株主がその保有に係る第1回第六種優先株式を譲渡する場合
- ④ 上記②もしくは③の基準に従って行われる代表取締役による譲渡承認又は取締役会による譲渡承認に基づき引受証券会社が取得した第1回第六種優先株式につき、当該引受証券会社が第三者に譲渡する場合

ご注意: この文書は、当行の新株式発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当行が作成する発行登録目論見書、発行登録追補目論見書及びそれらの訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断で、投資に関する判断をされるようお願いいたします。